

## 食品および農産物の 米国への輸入

世界には多くの農業害虫や農業病が存在しており、米国にも肉類、動物、動物性生産品、果物、野菜、植物、土砂、種子、植物繊維の手工芸品その他を介して流入する可能性があります。このような危険を防ぐため、米国農務省 (USDA) 動植物検疫局 (APHIS) では、特定の海外農産物の米国への輸入を規制しています。

対象品目を輸入する前、あるいは輸入業者やブローカーから対象品目を取得する前に、適用される輸入条件を確認する必要があります。輸入条件を確認しておけば、混乱を最小限に抑え、コストのかかる遅延を防ぎ、罰則や商品ロスを避けることができます。

### 一般情報

米国国土安全保障省税関国境警備局 (CBP) は、通関手続地において APHIS による取り締まりを実施しています。CBS の農業専門官が輸入品の積み荷を検査するとともに、必要な許可証、衛生証明書 (動物性生産品用)、および植物検疫証明書 (植物性生産品用) が揃っているかを積み荷ごとに確認します。

衛生証明書と植物検疫証明書は、積み荷が米国の動植物衛生基準を満たしていることを証明する法律関係書類で、輸出国が発行します。たとえば、植物検疫証明書は燻蒸消毒処理が施されたことや、積み荷が輸出前に検査を受けて害虫や疫病を保有していないことが確認されたことなどを証明します。

輸入業者は、APHIS が植物や動物だけでなく、植物および動物由来のあらゆる生産品を規制していることに留意してください。たとえば、植え付け用種子と装飾用工芸品に使われる種子はどちらも規制対象です。米国に合法的に輸入するには、商業目的で加工され梱包された生産品でも、当該生産品が米国の動植物衛生基準を満たしていることを証明する輸出国の許可証が必要です。輸入業者はまた、特定の国や地域からの生産品の一部は、米国内で発生していない害虫や疫病の存在を理由にそもそも輸入できないことにも注意が必要です。

### 植物および植物性生産品

特定の植物や植物性生産品の一般的な輸入条件については、APHIS 農産物輸入規制情報 (FAVIR) データベース [www.aphis.usda.gov/favir/](http://www.aphis.usda.gov/favir/) で照会してください。FAVIR データベースの利用者は、青果物を農産物別・国別に検索して、自身の生産品の基本的な輸入条件を簡単に確認することができます。

「Approved Name (承認学名)」フィールドで青果物の種類を、「Country/Region (国/地域)」フィールドで原産国を選択します。すると、次の結果のうちいずれかが返ってきます。

- 「0 entries found (エントリーが見つかりませんでした)」 — 検索した青果物は米国への輸入を認められていません。
- 「# entry(ies) found (# 件のエントリーが見つかりました) [農産物の名称と原産国名が続きます]」。この文が表示されたら、「CIR」をクリックして当該農産物の輸入申告書を表示します。
  - 輸入条件が 「1 Subject to Inspection... (1 件の検査対象 ...)」となっている場合、当該青果物は米国への輸入検査対象として許可されます。
  - 輸入条件が 「Condition of entry treatment, (輸入手続きの追加条件)」となっている場合、当該青果物を米国に輸入するには通関手続地においてさらに手続きが必要です。

APHIS は、植え付け用植物 (例: 苗木、小口の種子) を含む植物および植物性生産品、農産物 (例: 木材、綿、切り花)、植物の一部から作られた手工芸品 (例: バスケット)、保護植物および植物性生産品 (例: 蘭)、絶滅危惧種の植物の輸入も規制しています。

外国産の青果物、植物、種子、植物性生産品を輸入する場合、輸入業者は APHIS が発行する農産品の輸入許可証を申請するとともに、輸出国発行の植物検疫証明書を取得しなくてはなりません。植物検疫証明書は、輸出国の植物防疫官が当該植物について害虫および疫病の検査を輸出前に実施したことを証明するものです。また、当該植物の学名が記載され、積み荷が米国の輸入規制に適合していることも証明します。

米国の輸入業者は、輸入前に時間的余裕を持って農産物輸入許可証を取得しておかなくてはなりません。輸入許可証は、以下の APHIS 窓口に申請してください。

USDA-APHIS, Plant Protection and Quarantine  
Permit Unit  
4700 River Road, Unit 133  
Riverdale, MD 20737  
電話: (877) 770-5990 または (301) 851-2046  
電子メール: [permits@aphis.usda.gov](mailto:permits@aphis.usda.gov)  
[www.aphis.usda.gov/plant\\_health/permits/index.shtml](http://www.aphis.usda.gov/plant_health/permits/index.shtml)

### 肉類、動物性生產品、派生生產品 および生きた動物

APHIS は、肉類、動物性生產品および派生生產品、生きた動物の輸入を規制して、外来の動物疾病が米国に流入するのを防いでいます。米国では発生していない家畜病が認められる国からの、肉類や肉製品(例:ミートパイ、加工食品)、家禽類、牛乳、卵、乳製品(バターとチーズを除く)の輸入には獣医発行の許可証が必要な場合があります。たとえ少量でも肉類、家禽類、または加工卵製品を原料として含む食品は、許可証が求められます。さらに、USDA 食品安全検査局(FSIS)は食用の肉類、家禽類、卵製品の輸入も規制しています。これらの製品を米国へ輸入する場合は、APHIS の家畜衛生条件と FSIS の公衆衛生条件の両方を満たすことを証明する衛生証明書が必要です。

輸入業者は、[www.fsis.usda.gov/pdf/Countries\\_Products\\_Eligible\\_for\\_Export.pdf](http://www.fsis.usda.gov/pdf/Countries_Products_Eligible_for_Export.pdf) で適格国と生產品のリストを確認できます。

動物性生產品や生きた動物の米国への一般的な輸入条件は、APHIS Veterinary Services のウェブサイト [www.aphis.usda.gov/import\\_export/animals/animal\\_import/animal\\_imports.shtml](http://www.aphis.usda.gov/import_export/animals/animal_import/animal_imports.shtml) で確認できます。

輸入業者は APHIS National Center for Import and Export (NCIE) からより詳しい情報を取得することができます。

USDA-APHIS-NCIE  
4700 River Road, Unit 39  
Riverdale, MD 20737  
電話: (301) 851-3300、オプション 5  
ファックス: (301) 734-8226  
電子メール: [AskNCIE.Products@aphis.usda.gov](mailto:AskNCIE.Products@aphis.usda.gov)

APHIS は、非家畜動物だけでなく、家畜種(例:畜牛、豚、羊、山羊、馬、家禽類)のほとんどについても輸入を規制しています。これら生きた動物についても、USDA 輸入許可証が必要です。さらに、米国へ輸入される、または米国を經由して輸送される APHIS 規制対象動物の大部分について衛生証明書が必要です。一部の種については、輸入時または輸入後に検疫義務が課されます。

APHIS のオフィスはほとんどの州に設置されており、生きた動物の輸入支援を行っています。APHIS のオフィス一覧および規制対象動物種、許可証申請、その他の条件についての詳細情報については、APHIS のウェブサイトをご覧ください。[www.aphis.usda.gov/import\\_export/animals/animal\\_import/animal\\_imports.shtml](http://www.aphis.usda.gov/import_export/animals/animal_import/animal_imports.shtml)

### ePermits システム

APHIS は ePermits システムを運用しています。輸入業者はこのウェブベース ツールを使って許可証を申請し、ステータスを確認し、さらに許可証をインターネット上に表示させることができます。このシステムを利用すれば、許可証申請、データ処理、許可証発行までの手続きを最短時間で完了することができます。オンラインでの許可証申請方法については、[www.aphis.usda.gov/permits/learn\\_epermits.shtml](http://www.aphis.usda.gov/permits/learn_epermits.shtml) をご覧ください。ePermits システムへの登録はこちらから。[www.aphis.usda.gov/permits/eauth\\_epermits.shtml](http://www.aphis.usda.gov/permits/eauth_epermits.shtml)

(輸入業者への注意: 輸入案件によっては、州当局発行の許可証や、地方の農林水産部門や環境部門発行の書類が要求される場合があります。さらに、州当局から補足的な許可証を求められることもあります。)

### 農産物密輸と貿易コンプライアンス

米国に密輸入や不正輸入される農産物の量が毎年増えています。この事態に対して、APHIS は不法輸入や禁止農産物の流通を検挙すべく活動しています。このような農産物は、米国の農作物、家畜、環境に重大な損害を与える有害な外来植物や動物有害生物、疫病、侵入生物種を保有している可能性があります。

APHIS 職員は、国中のローカル マーケットや食料品店を巡回したりインターネットを監視したりして禁止農産物を捜査しています。不法輸入された生產品や違法行為を発見した場合、APHIS は当該生產品を押収し、該当する場合は民事罰および刑事罰を適用します。

このため、販売業者やマーケット オーナーは合法的な手段で輸入された生產品を購入することが重要です。同様に、農産生產品に関する積荷書類や請求書を確認し保存

しておくことも大切です。販売業者に禁止製品を販売している自覚がない場合、現場の APHIS 職員が連邦規制について説明し、不法な輸入流通経路の追跡を開始します。

マーケット オーナーには農産物密輸の疑いを APHIS に報告する義務があります。禁止農産物の輸入防止や流通防止に対する APHIS の取り組みについて更に詳しい情報をお知りになりたい場合は、(800) 877-3835 にお電話いただくか、[www.aphis.usda.gov/international\\_safeguarding](http://www.aphis.usda.gov/international_safeguarding) をご覧ください。

---

USDA は機会均等雇用者です。